

変電所建設に必要なスペース（土地・建物内空間）情報について

今後、データセンター等の開発または建物の新設・建替に合わせて、変電所建設のスペース（土地・建物内空間）をご提供いただける場合やご興味・ご関心をお持ちのオーナー様、開発事業者様などは、下記をご覧ください。

記

1. スペース（土地・建物内空間）情報をご提供いただきたい地域

(1) 東京都区内（対象地域の詳細は別紙 2 参照）

- a. 東京駅周辺（エリア 1）
- b. 四ツ谷駅周辺（エリア 2）
- c. 新宿駅周辺（エリア 3）
- d. 中野駅周辺（エリア 4）
- e. 池袋駅周辺（エリア 5）
- f. 渋谷駅周辺（エリア 6）
- g. 上野駅周辺（エリア 7）

(2) 茨城県（対象地域の詳細は別紙 2 参照）

- a. つくば市（エリア 8）

(3) 千葉県（対象地域の詳細は別紙 2 参照）

- a. 柏市（流山市の一部を含む）（エリア 9）

2. 変電所建設に必要なスペース（土地・建物内空間）の条件など

変電所の機器を設置するために必要なスペースは以下のとおりです。

(1) 東京都区内 スペース（建物内空間）の条件

- a. 延床面積 1,500 m²以上
- b. 複数階層・階高 6 m 程度

別紙 1

(2) 茨城県つくば市 スペース（土地）の条件

- a. 敷地面積 100,000 m²以上

(3) 千葉県柏市 スペース（土地）の条件

- b. 敷地面積 80,000 m²以上

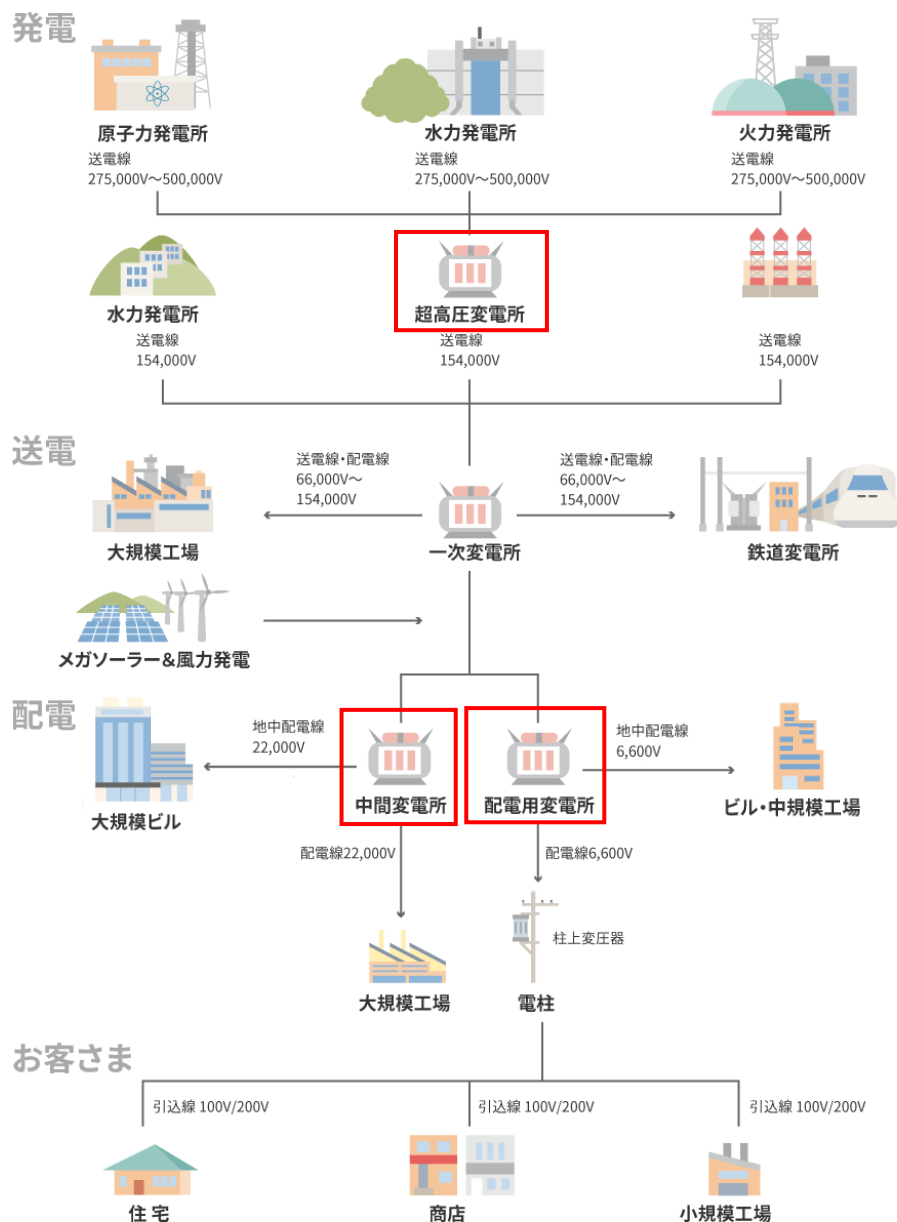
(4) 設置予定の変電所種別

- a. 東京都区内

原則として、中間変電所及び配電用変電所の設置を予定しております。

- b. 茨城県つくば市及び千葉県柏市

原則として、超高圧変電所の設置を予定しております。



別紙 1

3. スペース（土地・建物内空間）に関してご提供いただきたい情報

当社にご提供いただきたい情報は以下のとおりです。

- a. 土地及び建物の位置図
- b. 土地及び建物の所在地、地目、面積
- c. 土地の用途地域（土地利用の区分）
- d. 土地及び建物所有者に関する情報（住所、氏名、連絡先）
- e. 土地及び建物の現況（更地、建物あり、賃貸中など）
- f. 土地及び建物の今後の利用計画有無
（建物開発計画が有る場合、開発の概要・開発スケジュール（建物設計開始時期、都市計画決定予定時期、着工予定時期、竣工予定時期）・建物用途（商業・住宅等）・建物の電力規模）
- g. 土地及び建物の特記事項

4. 連絡先

変電所建設のスペース（土地・建物内空間）をご提供いただける場合やご興味・ご関心をお持ちのオーナー様、開発事業者様などは、「3. スペース（土地・建物内空間）」に関してご提供いただきたい情報」を下記メールアドレスまでご連絡いただきますようお願いいたします。

(1) 東京都区内の場合 メールアドレス：landinfo_tokyoarea1@ml.tepco.co.jp

(2) 茨城県・千葉県の場合 メールアドレス：landinfo_tokyoarea2@ml.tepco.co.jp

5. スケジュール

情報のご提供をいただく期間は、以下のとおりです。

当該の期間単位でご提供いただいた情報を基に、「6. ご相談の流れ ②変電所設置の初期的な検討【初期検討】」を行います。

(1) 東京都区内の場合

- ・ 第一期間：2025 年 1 月～2025 年 3 月末（終了）
- ・ 第二期間：2025 年 7 月～2025 年 9 月末
- ・ 第三期間：2026 年 1 月～2026 年 3 月末

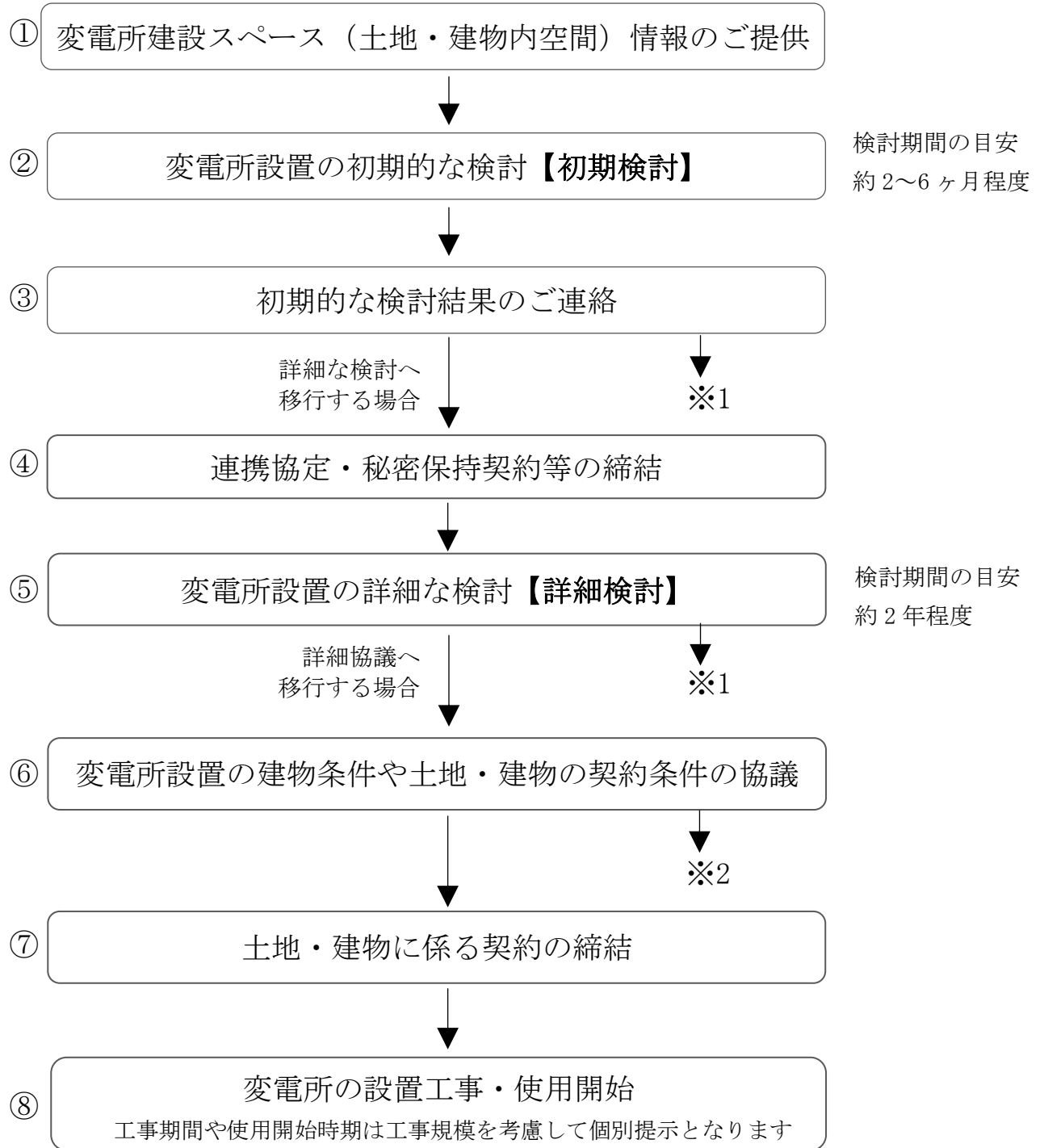
(2) 茨城県・千葉県の場合

- ・ 第一期間：2025 年 7 月～2025 年 12 月末

別紙 1

6. ご相談の流れ

情報をご提供いただいた以降のご相談の流れは以下のとおりです。



※1：電力系統や変電所・洞道（地下トンネル）など設備形成に係る技術的な必要性・実現性等の検討やビルの建替時期との整合性を確認した結果、以降の検討を中止させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

※2：変電所の設置に係る建物条件や土地・建物の契約条件を協議した結果、以降の協議等を中止・中断させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

別紙 1

7. 初期的な検討時における考慮事項

- ・ 弊社電力系統や変電所、洞道（地下トンネル）など設備形成面について技術的な必要性・実現可能性等の確認をさせていただきます。
- ・ 再開発及びビル建替時期と変電所使用開始時期の整合性を確認させていただきます。

8. 留意事項

- ・ ご提供いただいた土地・建物の情報を基に、弊社電力系統や変電所、洞道（地下トンネル）など設備形成面に係る技術的な検討を実施した結果や、当該建物への変電所の設置条件、契約条件の協議結果またはその他の理由により、検討及び協議を途中で中止・中断する場合や変電所の設置が実現できない場合があります。
- ・ 変電所を設置させていただく範囲の権利形態（売却・借地・区分所有）及び契約条件等は協議により決定させていただきます。
- ・ 変電所建設のスペース（建物内空間）をご提供いただき、かつ当該建物への電力供給を希望される場合、建物の電力需要が託送供給等約款の標準電圧を超える容量であっても、供給設備の状況等を考慮し、標準的な設備形成の技術要件に照らして問題がなければ、標準より下位の電圧にて供給できる場合があります。
- ・ 変電所を設置する建物は、都市計画で定められた容積率上限の緩和を受けられる場合がございます。
- ・ 設置を検討している変電所は、送電に適した電圧への変換や電力を複数の送電線や配電線に分配するなどの機能を有し、地域への安定した電力供給を担う重要な施設であるため、長期間にわたり設備を設置する予定です。

9. その他

- ・ ご提供いただいた書類はご返却いたしかねますので、予めご了承ください。
- ・ ご提供内容に虚偽があった場合、協議を中断、中止とさせていただくことがあります。
- ・ ご提供された個人情報は、当社の個人情報の取扱いに関する基本方針に基づき取扱います。
- ・ ご提供いただいた情報は、本情報提供のお願いの目的の範囲内でのみ利用させていただきます。

以 上